

平成 30 年第 3 回公立甲賀病院組合議会臨時会 会議録

招集年月日	平成 30 年 12 月 26 日 (水)					
招集の場所	甲賀市水口町 甲賀広域行政組合消防本部 2 階 屋内訓練場					
開会 (開議)	12 月 26 日 午後 2 時 00 分			議長	森 淳	
出席議員並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 10 名 欠席 0 名	1	戎脇 浩	○	6	上野 顕介	○
凡例	2	田中 喜克	○	7	桑原田 美知子	○
○出席を示す △欠席を示す	3	小西 喜代次	○	8	望月 卓	○
	4	竹若 茂國	○	9	森 淳	○
	5	橋本 恒典	○	10	植中 都	○
説明のため出席した者の 職氏名	管理者	谷畑 英吾		副管理者	岩永 裕貴	
	会計管理者	岡田 正彦		代表監査委員	田中 暢太佳	
	院長	清水 和也		事務局長 事務部長	佐井 良昌	
	事務次長 経営企画課長	今元 三一郎		事務次長 総務課長 地方独立行政法人 移行準備室長	中尾 博志	
	人事課長	北林 俊也		医事課長 診療支援課長	寺村 清一郎	
	管財課長	上嶋 幸裕		地方独立行政法人 移行準備室 主任	加藤 潤也	
	地方独立行政法人 移行準備室 主任	山西 恒男		地方独立行政法人 移行準備室 参事	谷川 敬二	
職務のため出席した者の 氏名	中村 敏之、西川 翼					
議事次第	別紙のとおり					
会議録署名議員	10 番	植中 都		1 番	戎脇 浩	

平成 30 年第 3 回公立甲賀病院組合議会
臨時会議事日程

平成 30 年 12 月 26 日
午後 2 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 10 号 公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について
- 日程第 5 議案第 12 号 地方独立行政法人公立甲賀病院に承継させる権利を定めることについて
- 日程第 6 議案第 13 号 地方独立行政法人公立甲賀病院の重要な財産を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 14 号 地方独立行政法人公立甲賀病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 15 号 公立甲賀病院組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 16 号 公立甲賀病院組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 10 議案第 17 号 公立甲賀病院組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 18 号 公立甲賀病院組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 19 号 公立甲賀病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 20 号 公立甲賀病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 21 号 公立甲賀病院組合職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 22 号 公立甲賀病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 23 号 公立甲賀病院組合職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 24 号 公立甲賀病院組合職員の定年等に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 25 号 公立甲賀病院組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 26 号 公立甲賀病院組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 27 号 公立甲賀病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

- 日程第 21 議案第 28 号 公立甲賀病院組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 29 号 公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 30 号 公立甲賀病院組合職員の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 31 号 公立甲賀病院組合委員(顧問)に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 25 公立甲賀病院組合議会議員派遣の件

議事の経過

○ 開会 開議

森議長

ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。よって、平成30年第3回公立甲賀病院組合議会臨時会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

森議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、10番、植中都君、1番、戎脇浩君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

森議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に管理者より挨拶がありますので、よろしくお願いたします。

○谷畑管理者挨拶

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

改めまして、皆さん、こんにちは。

公立甲賀病院組合議会議員の皆様方におかれましては、両市定例会終了後、大変お忙しい年末の時期に、本組合議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素は病院組合事業の運営に格別のご理解とご協力

を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年4月の地方独立行政法人化を目標にいたしました準備作業が残り3カ月となるに当たりまして、法人設立のための病院組合条例の制定・改廃が必要となったところでございます。つきましては、このたびの臨時会で議案上程をさせていただきまして、議決後は、年明けから年度末に向かいまして、法人設立の許認可申請事務と監督諸官庁への各種届け申請事務を進めてまいることとしております。

法人化準備事務完了後は、病院組合で策定いたしました中期目標をもとにいたしまして、病院側で策定作業を進めております中期計画を平成31年4月の病院組合臨時会で議案上程させていただくという流れで、独立行政法人化を実現してまいりたいと考えているところでございます。

本院といたしましては、平成31年4月からの独法化によりまして、甲賀・湖南両市民からより一層の信頼をいただける病院になれますように、より質の高い医療を安定的・継続的に提供できる法人体制づくりに邁進してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、病院事業を取り巻く環境は、今年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定実施によりまして、改定全体ではマイナス1.19%という厳しい状況に置かれているところでございます。とりわけ、本院の上半期の収益的収支状況につきましては、入院・外来とも、対前年度比で、診療単価は若干増加したものの、延べ患者数の減少によりまして、入院収益、外来収益ともに減収となっているところでございます。

しかしながら、11月以降は患者数が回復基調にございますので、年度末に向けましては、独法化後の経営も念頭に置きながら、鋭意、収支改善に向けて取り組みを進めているところでございます。

本日の病院組合議会臨時会におきましては、病院組合条例の制定・改廃に関する合計22議案と、来年2月の病院組合議会議員の視察研修への派遣についてのご審議をお願い申し上げます。

最後になりましたが、師走を迎えまして、ノロウイルスやインフルエンザウイルス等による感染症が流行する寒い時期となりましたので、議員の皆様には健康面でのご留意をいただきますとともに、よき新年をお迎えいただきますように祈念申し上げまして、臨時議会招集に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第3 議案第10号

森議長

日程第3、議案第10号「公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第10号「公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

本年8月10日、人事院において、国家公務員の一般職の給与等について、民間給与との較差等に基づく給与の改定等の勧告が行われました。本組合においても国に準じた措置を講じることとし、一部改正をさせていただくものでございます。

主な改正点は、民間給与との較差に基づく改正として、給料表を約0.2%、勤勉手当を年間で0.05月分引き上げるものであります。給料表及び勤勉手当の引き上げにつきましては、平成30年4月1日にさかのぼって適用予定でございます。

以上の改正により、給与費が年間約2,000万円の増額になる見込みであります。予算の範囲内で賄える予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

本組合議会は質疑の事前通告制をとっております。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

森議長

日程第4、議案第11号「地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第11号「地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院定款に掲げる本組合からの出資に係る財産のうち土地及び建物について、建物登記及び住居表示申請の結果に基づき、延べ床面積及び所在地の一部の表記を変更しようとするものでございます。

なお、当該登記につきましては、先行の地方独立行政法人の多くで実施されておりますことから、滋賀県土地家屋調査士会へ委託し、先月29日に実施したものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、小西喜代次君。

小西議員

それでは、議案第11号「地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について」、質問いたします。

提案趣旨については、地方独立行政法人化に伴い不動産登記法に基づく建物に関する登記を行った結果、面積の訂正というふうにあります。ただいまの提案理由のとおりだと思います。

3点質問いたします。

これまでの登記面積との差異について、「実測したことによる」、このようにありますけれども、詳細な説明を求めます。

2つ目は、登記面積の変更による影響について、どのような影響があるのかということについてお聞きしたいというふうに思います。

3つ目は、駐車場や駐輪場が含まれていませんけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。以上です。

佐井事務局長

議長。

森議長

事務局、答弁。

佐井事務局長

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

今回は地方独立行政法人の先進事例に倣い、従来の土地登記に加え、建物の登記を行いました。平成29年12月の定款は、病院本体、甲賀看護専門学校、医師宿舎について建築基準法による延べ床面積を記載しておりました。今回の地方独立行政法人化に合わせ、

建物の不動産登記法に基づく登記を行いました結果、面積が一部変更となりました。

具体的な理由といたしましては、不動産登記法に基づく登記では、立体駐車場や駐輪場など構築物のほか、塔屋、ベランダ、外階段などは床面積に含まれなくなるため、建物床面積の対象とならないことが要因となっております。

2点目の登記面積の変更による影響につきましては、今回の法人化に伴い、平成30年3月に構築物や塔屋、ベランダなどを含んだ不動産鑑定評価を実施しております。今回の定款変更による評価額に影響はございません。

3点目の駐車場・駐輪場が含まれない理由につきましては、先ほどもご説明を申し上げましたが、不動産登記法に基づく登記では立体駐車場や駐輪場などは構築物となり、床面積に含まれなくなるため、建物床面積の対象とならないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長。

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。よくわかりました。

ただ、この駐輪場、駐車場については登記面積には含まないということでありましたけれども、いわゆる資産勘定のところではどのような変化が見られるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長。

事務局、答弁。

小西議員のご質疑にお答えいたします。

資産勘定といたしましては、構築物として計上させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしいですか。

結構です。

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

小西議員
森議長
小西議員

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

森議長
小西議員
森議長

森議長

森議長

森議長

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

森議長

日程第5、議案第12号「地方独立行政法人公立甲賀病院に承継させる権利を定めることについて」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第12号「地方独立行政法人公立甲賀病院に承継させる権利を定めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立に伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人に承継させる権利を定めようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

森議長

日程第6、議案第13号「地方独立行政法人公立甲賀病院の重要な財産を定める条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第13号「地方独立行政法人公立甲賀病院の重要な財産を定める条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立に伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人の重要な財産を定めようとするものでございます。

森議長

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

小西議員

3番、小西喜代次君。

それでは、議案第13号「地方独立行政法人公立甲賀病院の重要な財産を定める条例の制定について」、質問いたします。

今回のこの条例については新規条例というふうにあります。「その適正な見積価格が2,000万円以上の不動産（土地については、5,000平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする」とあります。

以下3点、質問いたします。

1つ目は、適正な見積価格とは何をもって適正とするのかというのが1つ目。

2つ目は、2,000万円以上の不動産、土地については5,000平方メートル以上とする根拠についてお伺いしたいと思います。

3つ目は、2,000万円以上は議会の議決を必要というふうに理解をいたしますが、その手順について詳しく説明いただきたいと思っております。

佐井事務局長

議長。

森議長

事務局、答弁。

佐井事務局長

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の適正な見積価格につきまして、適正とは、医療機器などの動産につきましては、減価償却後の簿価及び自治体病院協議会やコンサルタント会社による外部評価、不動産では不動産鑑定士による鑑定評価などにより、公平性、透明性の確保を想定しております。

なお、地方独立行政法人法第44条では「譲渡し、又は担保に供しようとするとき」とあり、通常ではあまり発生しないと考えております。

次に、2点目の根拠につきましては、今回の条例は先行事例を参考に、また、地方公共団体の不動産、動産の買入れもしくは売り払いの基準である地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、金額、面積を参考に策定しております。

3点目の手順につきましては、地方独立行政法人法第44条では、

2,000万円以上の譲渡または担保に関する案件につきましては、まず法人からの申請に対しまして、設立団体の長が評価委員会の意見を聞いた上で、議会に上程しご審議いただき、認可することになります。以上、答弁とさせていただきます。

森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。3つ目の質問について再質問いたします。

1つは、議会の議決の前に、法人のほうから申請をして、評価委員会の意見を聞いて、それで議会に諮るということですが、この評価委員会の意見ということについて、例えばこの法人の申請・提案と異なるような評価が出た場合についての対応というのはどのようにされるかというのが1つと、それから、2,000万円以下については法人理事会で議決をされるというふうに理解しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

小西議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の法人側と評価委員会側での意見相違があった場合のお尋ねでございますけれども、この場合には管理者にご判断をいただくというふうな形になると考えております。

2点目の2,000万円以下の案件につきましては、法人における理事会で審議させていただきますして、方針決定をさせていただくところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

議会の議決の前に、評価委員会との意見の相違ということで今ご答弁いただきましたけれども、いずれにしても、議会にかけるということには間違いはないということで理解しているのかどうか。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまのお尋ねのとおりでございます。2,000万円以上につきましては議会に上程させていただくことになりますので、よろしくお願いたします。以上、答弁とさせていただきます。

森議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第13号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

森議長

日程第7、議案第14号「地方独立行政法人公立甲賀病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について」の件を議題といたします。
本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第14号「地方独立行政法人公立甲賀病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立に伴い、法人への職員の引き継ぎについて条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

森議長

日程第8、議案第15号「公立甲賀病院組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者
森議長
谷畑管理者

議長。
管理者。

議案第15号「公立甲賀病院組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人化後の構成両市からの運営費負担金の割合について、構成市と病院が協議を重ねてまいった結果に基づき、現在の総務省副大臣通知による繰入基準から地方交付税交付金基準を原則とする算定方式へ変更するものでございます。今後も2市立の公立基幹病院として、適切な運営費負担金を負担しながら、公立病院の使命のもと、運営をしております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
提案理由の説明が終わりました。

森議長

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、小西喜代次君。

小西議員

今、提案理由をいただきました。

それでは、議案第15号、「公立甲賀病院組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質問いたします。

ここの事前にいただいた提案趣旨のところでは、「地方独立行政法人化後の構成両市からの運営負担金の割合について、現在の総務省副大臣通知による繰入基準から地方交付税交付金基準を原則とする算定方式へ変更する」、こういう提案理由がありました。

そこで、2点質問いたします。

この算定方式を変更する理由について少し詳しくお願いしたいというふうに思います。

それから、今回の変更による両市の財政負担についてどうなるのか、お尋ねしたいというふうに思います。それからまた、新算定方式による直近のデータで試算した場合、その結果の財政負担についてはどうなるのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

谷畑管理者
森議長
谷畑管理者

議長。
管理者、答弁。

3番、小西議員の質疑にお答えいたします。

1点目の変更の詳しい理由でございますが、繰入負担金につきましては、毎年、両市の担当課と総務省の基準に基づいて、両市の財政状況を踏まえた協議を重ね、繰入額の確定をしているところでございます。

今回、地方独立行政法人病院としてのメリットを発揮いたします

とともに、他の先行事例を参考に、また、公立甲賀病院の財政状況も勘案し、健全な経営を目指すために、変更させていただこうとするものでございます。しかしながら、独法化後におきましても、両市の設立する公立病院でありますので経営努力及び経営実態に即し、かつ両市の財政状況をも鑑み、第4条に、中期目標を達成するために、財政支援として適切な措置を行おうとするものでございます。

2点目のお尋ねにつきましては、事務局長より答弁いたさせます。以上でございます。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

はい、議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

2点目の、変更による両市の財政負担、新算定方式による直近データで試算した場合につきましては、総額で当初負担金約8億6,000万円が約6億9,000万円となり、甲賀市が約1億円、湖南市が約7,000万円の合計1億7,000万円の減少となります。

この減額分につきましては、地方独立行政法人公立甲賀病院の経営努力によりまして補い、収支均衡を目指してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

私は、今回の変更については、いわゆる独法化に向けて、それで変更しなければならないのかなという思いもあってお聞きしたわけですけども、その意味で、1つ管理者にお聞きしたいのは、いわゆる合理性の問題ですね。今回変更する、その合理性についてどのような認識を持っておられるのかというのが1つ。

それから、事務局長のほうに。減額で、合計で甲賀市で1億円、それから湖南市で7,000万円減らすことによって、これは経営努力でカバーしていくと。かなり大きな数字だというふうに思うわけですけども、その辺の具体的な見通しについてのお考えについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、発言通告ではしていなかったんですけど、改正の、いわゆる改正前の表ですね。この表を見ますと、地元割5%。従来は平等割で20%というのがあったのが、地元割5%、平等割15%ということになっているわけですけども、この地元割という意味についてどういうことなのかということと、その5%とする根拠について、もし今お答えいただけるようでしたら、あわせてお願いしたいというふうに思います。

谷畑管理者
森議長
谷畑管理者

議長。
管理者、答弁。

3番、小西議員の再質疑にお答えいたします。
変更内容についての合理性についてのご質疑でございます。

かねてから両市におきましては、公立甲賀病院の運営に際しての負担金額について議論を重ねてきたところでもございます。そういった中、今般、地方独立行政法人化ということを契機といたしまして、過去から積み重ねられてきた内容について再精査をさせていただいたところがございます。そういった中で、やはり普通地方交付税の基準財政需要額に相当する部分で対応するということが合理的ではないかということで、病院の当局とも合意をしたということでございますが、その際に、先ほどもご説明申しましたけれども、第4条に、そのまま病院経営を突き放すということではなくて、2市立で経営をしていくということでありますので、病院の経営努力及び経営実態に即し、かつ負担をする両市の財政状況についても十分勘案しなければならないということで、そういったものも含めて、毎年度協議をしながら、適切な措置を講じるという1条を加えたところでもございます。やはり、病院といたしましても、経営上、非常に不安な部分がありますので、両市立病院ということで、財政上の担保をこの第4条に書き込ませていただいたということでございます。

また、先ほど3点目で、移転新築整備分、地元割5%についてのご質問がございましたけれども、これは今回改正しているものではございませんで、新病院を建設する際に、両市の中で合意をして、組合議会で議決をいただいた条例に書き込まれていたものをそのまま書き写しているものがございますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

そのほかの点については事務局から答弁いたさせます。

議長。
事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

ただいま管理者のほうから地元割のことにつきましてはご答弁されましたので、私のほうからは収益の見込みについてご答弁させていただきたいと思っております。

今年度でございますけれども、4月から10月まで、入院患者数のほうで約10%ほど対前年度比では減少いたしました。管理者のご挨拶の中にもありましたように、11月、12月につきましては回復基調でございます。現在、350人ぐらいの患者さんにご入院い

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

ただいております。そこで、診療単価も、この4月の医療・介護同時改定がございましたけれども、当院におきましてはほとんど影響がないというところから、やはり入院患者さんの増加をいただくことが非常に大切でございます。そのためといたしまして、現在、ドクターヘリも、済生会に運ばれるケースが多うございましたけれども、甲賀保健医療圏域における発生におきましては、まず当院のほうに連絡をいただくということをとらせていただいているところでございます。また、救急車における2次診療につきましても当院のほうへ、できるだけお断りしない救急を目指していくということで、公立病院の使命を果たしていくとともに、救急における入院患者さんの増加も図っていききたいと、このような考えでございます。

あと、地域連携。かかりつけ医の先生方とともに、地域連携をしっかりとつくっていくと。そして、看護師の要員が、増員も必要でございますけれども、現在、ICUを一般病床として利用いたしておりますので、ICUの稼働によりまして、そういった救急患者さんも入っていただき、診療単価も増加していききたい、このような流れを想定させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

次は再々質問で。先ほど管理者のほうからご答弁もいただきましたし、この条例案のところでも述べられています「適正な措置を講じる」という中身については、財政的負担が必要と認められた場合についてはそれに対応するというふうに理解しているのかどうか、その点について確認をしたいと思っております。

谷畑管理者
森議長
谷畑管理者

議長。

管理者、答弁。

3番、小西議員の再々質疑にお答えいたします。

第4条には、病院の経営努力及び経営実態に即し、かつ関係市の財政状況を鑑みという前提条件がございます。この前提条件を踏まえて、毎年度協議をした上で、適切な措置を両市で講じるということでございますので、必ずするかどうかということについては、ここに書かれているとおりだということでご理解を賜ればというふうに思っております。

森議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号から日程第13 議案第20号まで

森議長

日程第9、議案第16号「公立甲賀病院組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第13、議案第20号「公立甲賀病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は関連がありますので、これらを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第16号から日程第13、議案第20号までの5件を一括議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第16号から議案第20号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

法人設立に伴い、病院組合の業務は、組合議会、監査、評価委員会等の運営に合わせ、設立団体として、4年ごとの中期目標、毎年の実績評価が主な業務となります。年度ごとに中期目標に基づき法人が作成した中期計画、年度計画の達成度について専門的な知識を有する評価委員会の意見を得ながら、医療の質とサービス内容を管理してまいることとなります。このように組合業務が縮小し、役割が変更になるため、所要の改正をするものでございます。

議案第16号「公立甲賀病院組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について」は、一部事務組合の業務縮小に伴い、現在の7カ所の公告掲示場から2市の掲示場を除く改正でございます。

次に、議案第17号「公立甲賀病院組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第18号「公立甲賀病院組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、法人

化に伴い、情報公開及び個人情報保護の実施機関に法人を追加するものでございます。

議案第19号「公立甲賀病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、先ほどの職員の引き継ぎに関する条例案でご審議をいただきましたが、2名以内の病院組合職員を除く全員が法人職員に移行することとなりますし、また、組合業務も縮小するため、一部事務組合職員の定数を679名から2名以内とすることに伴い、改正を行うものでございます。

議案第20号「公立甲賀病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、分限の協議者が管理者及び院長でありましたが、「院長」が法人職員となるため、「管理者」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、地方独立行政法人公立甲賀病院の成立の日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。

議員1名から質疑の通告がありますので、議案第19号について発言を許します。

3番、小西喜代次君。

それでは、議案第19号「公立甲賀病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、1点お聞きしたいと思います。

公立甲賀病院組合事務職員2名というふうに提案されています。この2名とする理由、業務内容、身分と待遇、また期間など具体的な説明についてお聞きしたいと思います。

議長。

管理者、答弁。

3番、小西議員の質疑にお答えいたします。

組合職員を2名とする理由につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、組合業務の縮小でございます。提案理由でご説明いたしましたとおり、組合議会、監査、評価委員会等の業務などに縮小いたしますので、減員とするものでございます。

身分につきましては、現状と同様の地方公務員の身分である病院組合職員となります。

待遇につきましては、組合職員給料表の当該給与が、法人職員給料表の当該給与に満たない額の場合、「給料及び手当額」を調整により差額支給し、同額とするものでございます。また、その他の処遇につきましても法人と同様で、現在と変更ございません。

期間につきましては、中期目標期間であります4年までの範囲内

森議長

小西議員

谷畑管理者

森議長

谷畑管理者

の期間を想定しておるところでございます。以上でございます。
議長。

小西議員
森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。2点お聞きしたいというふうに思います。

1つは、4月からスタートする独法化の時点での職員の数、2名ですから、1名もあり得るというふうに思うわけですが、4月からの時点では何名でスタートするのかということと、それから、期間の問題ですが、中期目標の期間ということですが、これは中期目標が終わればどうするのか、その点についても改めてお聞きしたいと思います。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

はい、議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、4月からスタートになるわけでございますけれども、一部事務組合事務局職員は現在のところ1名を想定させていただいております。

2点目の中期目標の期間は4年でございます、4年以内とさせていただいておりますけれども、中期目標4年以後のお尋ねだったと思っておりますけれども、その場合には交代を想定させていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

森議長
小西議員

3番、小西喜代次君。

スタートする時点は1名ということでしたけれども、それは、業務の内容は私はわかりませんので、それでいいかと思うんですが、この期間の問題ですけれども、4年後にまた交代をするということでしたけれども、いわゆる人事ですね。法人の職員と一部事務組合職員との関係ですが、これは、行き来は十分あり得るということを前提にして、4年後にはまた交代ということなのかどうか、その点について確認したいと思います。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたように、法人側と病院組合の事務局側でローテーションで、人事交流と申しますか、人事交代をさせていただきたいと考えております。一部事務組合事務局につきましては、管理者の人事権限でございますので、補足させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

森議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第16号「公立甲賀病院組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

森議長

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第17号「公立甲賀病院組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第18号「公立甲賀病院組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第19号「公立甲賀病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第20号「公立甲賀病院組合職員の分限に関する
手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号から日程第23 議案第30号まで

森議長

日程第14、議案第21号「公立甲賀病院組合職員の再任用に
関する条例の制定について」から日程第23、議案第30号「公立
甲賀病院組合職員の旅費に関する条例の制定について」の件は関連
がありますので、これらを一括議題といたしたいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第21号から日程第23、議案第30
号までの10件を一括議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第21号から議案第30号までの10議案につきまして、一
括して提案理由を申し上げます。

議案第21号「公立甲賀病院組合職員の再任用に関する条例の制
定について」、議案第22号「公立甲賀病院組合人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例の制定について」、議案第23号「公立
甲賀病院組合職員の降給に関する条例の制定について」、議案第2
4号「公立甲賀病院組合職員の定年等に関する条例の制定につい
て」、議案第25号「公立甲賀病院組合職員の懲戒の手続及び効果
に関する条例の制定について」、議案第26号「公立甲賀病院組合
職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、
議案第27号「公立甲賀病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の制定について」、議案第28号「公立甲賀病院組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」、議案第29号「公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の制定について」、議案第30号「公立甲賀病院組合職員の旅費に関する条例の制定について」は、一部事務組合職員の業務量縮小に伴い、公務員の給与等、改正が必要な条例について、一部の読みかえ規定を除き、構成市が同一である「甲賀広域行政組合の条例の例による」とするものでございます。

なお、施行日につきましては、地方独立行政法人公立甲賀病院の成立の日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

議員1名から質疑の通告がありますので、初めに議案第28号についての発言を許します。

3番、小西喜代次君。

小西議員

それでは、提案されています議案第28号「公立甲賀病院組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」、1点お伺いさせていただきます。

第2条の3の中で「8週間」とあるのを「6週間」と読みかえるというふうにされていますが、この理由についてお伺いしたいというふうに思います。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者、答弁。

谷畑管理者

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

現在の病院組合育児休業条例に合わせまして、また、法人の就業規則と同様にするために、産前「6週間」と読みかえるものでございます。以上でございます。

森議長

3番、小西喜代次君。

小西議員

身分が変わるからというか、採用する条例に合わすという理解でよろしいのでしょうか。

清水院長

議長。

森議長

事務局、答弁。

清水院長

病院長です。身分が変わるということではございません。現在のところ、看護師の規定には達しておりますけれども、業務量からすると、看護師が足りない状況にありまして、そのために、従来の6週間を8週間にすると、看護師の配置が十分にできないという状況にありますので、現時点では、以前と同じように6週間でお願いしよう。ただし、看護師さんが充足するような事態になれば、また

これは変更もあり得るというふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

小西議員
森議長
小西議員

議長。

3番、小西喜代次君。

現行は、看護師さんは6週間ですよ。今のご答弁を理解しますと、私なりに解しますと、8週間が望ましいんですけども、しかし、現行、8週間にすると看護体制が維持できない、だから6週間で対応していくということですけども、8週間が望ましいという認識なのかどうか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

清水院長
森議長
清水院長

議長。

事務局、答弁。

できるだけ看護師さんの負担を減らしたいという気持ちはやまやまでありますので、議員がおっしゃるように、望ましいというふうに考えております。

森議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

次に、議案第29号についての発言を許します。

3番、小西喜代次君。

小西議員

それでは、議案第29号「公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の制定について」、4点お聞きします。

1つ目は、第23条の2第2項中「適用しない」とあり、「適用しない。ただし、任命権者が必要と認めるときは、これらの規定を適用することができる」というふうにあります。この変更の理由について、どういう場合を想定されているのかについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、2つ目は、別表第2を読みかえるというふうにあります。このことによる給料の変更は生じないのかどうかということを確認したいと思います。

3つ目は、給料以外の手当、退職金などの待遇に関する規定についてはどうするのかということ。

4番目には、賃金、労働条件全般について、現在、職員組合とも協議されているかと思うんですけど、現在の合意事項や協議の状況について説明を願いたいというふうに思います。

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

はい、議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の変更理由につきましては、議会関係業務、評価委員会業

務などで臨時業務が発生した場合のみ、土曜日、日曜日などに出勤する管理職員について支給したいと考えております。

2点目の給料の変更につきましては、組合業務の縮小に伴い、現在の病院組合職員の中から病院組合事務局長などの職につかせる予定であり、職員の現在給料表等級は独法化後も組合職員として同じ給料表等級に位置づけいたしますので、変更はございません。また、手当につきましても現状と同様でございますので、変更はございません。

3点目の待遇などに関する規定でございますが、組合職員給料表の当該給料額、手当額が法人職員給料表の当該給料額、手当額に満たない場合、給料及び手当の調整によりまして同額とするものでございます。退職手当についても、現在加入の滋賀県市町村職員退職手当組合と同内容で組合条例、法人規程を策定する予定でございます。

4点目の労働組合との合意・協議につきましては、労働条件の変更はございませんので、おおむね了承は得ているところでございます。12月6日に法人就業規則（案）を職員組合側に提示し、今後も協議を重ねてまいりたいと考えております。来年、年明けには、1月でございますが、まず2回、職員説明会を実施させていただきまして、職員に周知をさせていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

3番、小西喜代次君。

ありがとうございます。3つ目の、いわゆる待遇に関する規定のところですけども、要するに、組合と法人とは同じ労働条件について調整をすると、そういう具合に理解していいのかどうかというのが1つ。

それから、4番目の職員組合との関係ですけども、職員組合とは、12月6日に協議、説明をしたということですけども、協定の目途やテンポについて今後どのように考えておられるかということと、それから、職員向けの説明というふうにありましたけれども、この辺で、職員の説明については今後ということでしたが、全体的な説明の今後の段取りといいますか、計画というのが予定されてあれば、また説明を願いたいというふうに思います。

はい、議長。

事務局、答弁。

3番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

待遇の問題でございますけれども、病院組合事務局職員と法人職員の給与等の条件につきましては、調整で同一労働条件とさせてい

森議長
小西議員

佐井事務局長
森議長
佐井事務局長

ただくように努めたいと考えております。

2点目の職員組合との協議でございますけれども、職員向けの説明会、先ほども申し上げましたとおり、年明け1月に2回ほど実施させていただくこととなります。今年度におきましては、既に春先から夏にかけてまして職員の説明会、こちらは独法化後の全体の説明でございますけれども、年明けの説明会では労働条件、内容について、ほとんど変更するところはないのでございますけれども、安心感を持っていただけるように説明をさせていただきたいと思っております。一応2回を予定はしておりますけれども、参加数とか理解度によりましてはそれ以上の説明回数もしていきたいと、このように考えるところでございます。

そして、職員組合との協定の目途でございますが、今年度内でございます。平成31年3月末までに職員組合との協定を交わしたいと、このように考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

森議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第21号「公立甲賀病院組合職員の再任用に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第22号「公立甲賀病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第23号「公立甲賀病院組合職員の降給に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第24号「公立甲賀病院組合職員の定年等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第25号「公立甲賀病院組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第26号「公立甲賀病院組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第27号「公立甲賀病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第28号「公立甲賀病院組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第29号「公立甲賀病院組合職員の給与に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

森議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより、議案第30号「公立甲賀病院組合職員の旅費に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号

森議長

日程第24、議案第31号「公立甲賀病院組合委員（顧問）に関する条例等を廃止する条例の制定について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畑管理者

議案第31号「公立甲賀病院組合委員（顧問）に関する条例等を廃止する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

第1号公立甲賀病院組合委員（顧問）に関する条例、第2号公立甲賀病院組合職員の給与の特例に関する条例、第3号公立甲賀病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例、第4号公立甲賀病院組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、第5号公立甲賀病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきまして、業務量の縮小に伴い廃止するものでございます。

また、第6号公立甲賀病院事業の設置等に関する条例、第7号公立甲賀病院組合居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所の設置等に関する条例、第8号公立甲賀病院訪問看護ステーションの設置等に関する条例、第9号甲賀看護専門学校を設置等及び管理に関する条例、第10号病院組合看護職員修学資金、奨学金及び就職仕度金貸付条例につきましては、法人規程にて同内容の規程を制定する予定であります。

以上の理由によりまして10条例を一括廃止するものでございます。

なお、施行日につきましては、地方独立行政法人公立甲賀病院の成立の日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

森議長

提案理由の説明が終わりました。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

森議長

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第25 公立甲賀病院組合議会議員の派遣について

森議長

日程第25「公立甲賀病院組合議会議員の派遣について」の件を議題といたします。

公立甲賀病院組合議会会議規則第97条の規定により、別紙文書のとおり、公立甲賀病院組合議会議員を派遣することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

森議長

挙手全員であります。

よって、日程第25「公立甲賀病院組合議会議員の派遣について」の件は、原案のとおり決定されました。

○ 閉会

森議長

お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決しました。

以上で平成30年第3回公立甲賀病院組合議会臨時会は閉会いたします。ありがとうございました。

(12月26日午後3時4分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

議 長	森 淳
署名議員	植中 都
署名議員	戎脇 浩

